

# 平成27年度都区財政調整 新規算定・算定改善等

## 1 議会総務費

項 目		説 明
<b>【議会総務費 / 経常】</b> <b>帰宅困難者対策用食料等の</b> <b>備蓄（一時滞在施設）</b>  （百万円）		<b>1 概 要</b> 災害時に帰宅困難者を一時的に受け入れる一時滞在施設の備蓄食料等の経費について、新規に算定する。  <b>2 算定内容</b> < 標準区経費 > 改定後 1,438千円（固定費）
改定後	33	
改定前	0	
増 減	33	
<b>【議会総務費 / 経常】</b> <b>法務管理費</b>  （百万円）		<b>1 概 要</b> 例規データシステムの運営に係る経費について、新規に算定する。  <b>2 算定内容</b> < 標準区経費 > 改定後 4,479千円（固定費）
改定後	103	
改定前	0	
増 減	103	
<b>【議会総務費 / 経常】</b> <b>総合行政ネットワーク運営</b> <b>経費</b>  （百万円）		<b>1 概 要</b> 総合行政ネットワーク（LGWAN）運営経費について、算定内容を見直す。  <b>2 算定内容</b> < 標準区経費 > 改定前 3,817千円（固定費） 改定後 2,828千円（固定費）
改定後	65	
改定前	88	
増 減	23	

1 議会総務費のつづき

項 目		説 明
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>防災行政無線システム維持</b> <b>理費</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 無線機器に係る保守点検費及び電波利用料について、算定内容を見直す。
改定後	688	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 10,056千円(固定費) 10,056千円(比例費) 改定後 14,015千円(固定費) 14,015千円(比例費)
改定前	494	
増 減	194	
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>安全安心まちづくり推進事業</b> <b>費</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 防犯設備助成について、算定内容を見直す。
改定後	991	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 事業費 44,690千円(固定費) 特定財源 3,000千円(固定費) 差引一般財源 41,690千円(固定費) 改定後 事業費 47,471千円(固定費) 特定財源 4,390千円(固定費) 差引一般財源 43,081千円(固定費)
改定前	959	
増 減	32	
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>公金取扱手数料</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 郵便局窓口収納手数料等について、算定内容を見直す。
改定後	903	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 92千円(固定費) 52,418千円(比例費) 改定後 400千円(固定費) 34,275千円(比例費)
改定前	1,369	
増 減	466	
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>地域主権改革に伴う権限移譲</b> <b>事務</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 平成25年度から移譲された事務について、議会総務費による暫定的な算定を廃止する。
改正後	0	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 1,788千円(固定費) 1,788千円(比例費)
改正前	88	
増 減	88	

## 1 議会総務費のつづき

項 目		説 明
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>職員健康管理費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 産業医及び臨床心理士非常勤報酬について、算定を充実するとともに、ストレス調査委託について、新規に算定する。なお、ストレス調査委託については、清掃職員分も合わせて議会総務費にて一括算定する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 10,377千円(固定費) 34,350千円(比例費) 改定後 12,216千円(固定費) 40,299千円(比例費)
改定後	1,342	
改定前	1,135	
増 減	207	

## 2 民生費

項 目		説 明
<b>【社会福祉費／経常】</b> <b>心身障害者(児)通所訓練事業費の算定廃止</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 心身障害者(児)通所訓練事業費について、算定を廃止する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 6,581千円(比例費)
改定後	0	
改定前	172	
増 減	172	
<b>【社会福祉費／経常】</b> <b>地域生活支援事業費(重度障害者福祉増進事業費の見直し含む)</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 算定対象を国庫補助基本額から国庫補助対象経費実績額に見直す。併せて、重度障害者福祉増進事業費における日常生活用具給付等事業費の算定を廃止する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 地域生活支援事業費 改定前 事業費 227,075千円(比例費) 特定財源 170,305千円(比例費) 差引一般財源 56,770千円 改定後 事業費 368,781千円(比例費) 特定財源 178,360千円(比例費) 差引一般財源 190,421千円  重度障害者福祉増進事業費(日常生活用具給付等事業費) 改定前 1,878千円(比例費)
改定後	4,964	
改定前	1,529	
増 減	3,435	

## 2 民生費のつづき

項 目		説 明
<b>【社会福祉費 / 経常】</b> <b>社会保障施策対応経費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 地方消費税率引上げに伴う社会保障の充実経費として、子育て支援施策や地域福祉施策など、各種施策に係る経費を平成 27 年度に限り暫定的に算定する。  <b>2 算定内容</b> < 標準区経費 > 改定後 35,000 千円 (固定費) 315,000 千円 (比例費)
改定後	9,017	
改定前	0	
増 減	9,017	
<b>【児童福祉費 / 経常】</b> <b>学童保育事業費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 民設学童運営費補助について、特別区の実態を踏まえ、算定を見直す。  <b>2 算定内容</b> < 標準区経費 > 改定前 事業費 7,800 千円 (比例費) 改定後 事業費 42,307 千円 (固定費) 14,102 千円 (比例費) 特定財源 10,963 千円 (固定費) 3,654 千円 (比例費) 差引一般財源 41,792 千円
改定後	983	
改定前	191	
増 減	792	
<b>【児童福祉費 / 経常】</b> <b>子育てひろば事業費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 旧 C 型 (現一般型) を算定対象に加えるとともに、既算定類型である旧 A 型 (現都単独型) 及び旧 B 型 (現一般型) に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を見直す。  <b>2 算定内容</b> < 標準区経費 > 改定前 事業費 29,348 千円 (比例費) 特定財源 5,544 千円 (比例費) 差引一般財源 23,804 千円 改定後 事業費 51,007 千円 (比例費) 特定財源 26,456 千円 (比例費) 差引一般財源 24,551 千円
改定後	617	
改定前	598	
増 減	19	
<b>【児童福祉費 / 経常】</b> <b>中等度難聴児発達支援事業費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 東京都中等度難聴児発達支援事業実施要綱に基づき特別区が実施する補聴器購入費助成について、新規算定する。  <b>2 算定内容</b> < 標準区経費 > 改定後 事業費 685 千円 (比例費) 特定財源 342 千円 (比例費) 差引一般財源 343 千円
改定後	9	
改定前	0	
増 減	9	

### 3 衛生費

項 目	説 明						
<p><b>【衛生費 / 経常】</b>  <b>衛生総務費（自動体外式除細動器（AED））</b>            （百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">1 6 1</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">3 6 8</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">2 0 7</td> </tr> </table>	改定後	1 6 1	改定前	3 6 8	増 減	2 0 7	<p><b>1 概 要</b>            AED設置経費について、算定費目を備品購入費から使用料及び賃借料に見直すとともに、単価及び設置台数を見直す。また、教育費で算定していた台数も衛生費で一括算定する。            併せて、教育費の態容補正で算定している特別支援学校及び養護学園について、AED設置経費を新規に算定する。</p> <p><b>2 算定内容</b>            &lt; 標準区経費 &gt;            改定前（備品購入費）                衛生費           2,106千円（固定費）                                  8,255千円（比例費）                教育費           4,453千円（比例費）            改定後（使用料及び賃借料）                衛生費           1,041千円（固定費）                                  5,292千円（比例費）</p> <p>&lt; 態容補正 &gt;            改定後 特別支援学校及び養護学園（1校あたり） 48千円</p>
改定後	1 6 1						
改定前	3 6 8						
増 減	2 0 7						
<p><b>【衛生費 / 経常】</b>  <b>健康診査（各種がん検診）の見直し</b>            （百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">8,335</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">7,169</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">1,166</td> </tr> </table>	改定後	8,335	改定前	7,169	増 減	1,166	<p><b>1 概 要</b>            胃がん、子宮頸がん、子宮体がん、乳がん、肺がん、大腸がんの検診費用について、集団検診（直営）と個別検診（医療機関への委託）の割合を直近の各区の実施状況を踏まえて再設定し、検診方法の実態を反映させる。            また、受診者数については、次年度以降も規模を更新していけるよう、都が公表している特別区の実績に基づき設定するよう算定方法を見直す。            併せて、特定財源として大腸がん検診に対する国庫支出金を算定する。</p> <p><b>2 算定内容</b>            &lt; 標準区経費 &gt;            改定前 事業費           275,026千円（比例費）            改定後 事業費           323,707千円（比例費）                      特定財源           3,967千円（比例費）            差引一般財源 319,740千円（比例費）</p>
改定後	8,335						
改定前	7,169						
増 減	1,166						

### 3 衛生費のつづき

項 目	説 明						
<p><b>【衛生費 / 経常】</b> <b>母子保健指導費の見直し</b></p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">352</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">389</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">37</td> </tr> </table>	改定後	352	改定前	389	増 減	37	<p><b>1 概 要</b>            扶助費で算定している母子保健事業振興費について、昭和53年に新規算定されて以来、事業規模が据え置きとなっているが、算定の根拠となっている旧市町村母子保健事業実施要綱及び該当の国庫補助要綱は既に廃止されているため、算定を廃止する。</p> <p><b>2 算定内容</b>            &lt; 標準区経費 &gt;            改定前 14,930千円(比例費)            改定後 13,527千円(比例費)</p>
改定後	352						
改定前	389						
増 減	37						
<p><b>【衛生費 / 経常】</b> <b>母子歯科健康診査費</b></p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">527</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">189</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">338</td> </tr> </table>	改定後	527	改定前	189	増 減	338	<p><b>1 概 要</b>            母子歯科健康診査に係る経費について、妊婦に対する歯科健康診査経費については個別健診、1歳6か月児・3歳児・乳幼児に対する歯科健康診査経費については集団健診と整理するなど、算定を見直す。</p> <p><b>2 算定内容</b>            &lt; 標準区経費 &gt;            改定前 7,229千円(比例費)            改定後 20,203千円(比例費)</p>
改定後	527						
改定前	189						
増 減	338						
<p><b>【衛生費 / 経常】</b> <b>食品衛生費</b></p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">188</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">384</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">196</td> </tr> </table>	改定後	188	改定前	384	増 減	196	<p><b>1 概 要</b>            特別区の実態を踏まえ、経費全般について算定を見直すとともに、新たに固定費を算定する。また、特定財源としての使用料及び手数料収入を見直す。            なお、委託単価・手数料単価については、都の条例単価に沿って更新する。</p> <p><b>2 算定内容</b>            &lt; 標準区経費 &gt;            改定前 14,740千円(比例費)            改定後 6,847千円(固定費)                      1,199千円(比例費)</p>
改定後	188						
改定前	384						
増 減	196						

### 3 衛生費のつづき

項 目		説 明
<b>【衛生費 / 経常】</b> <b>医薬費（薬事監視等）</b> （百万円）		<b>1 概 要</b> 議会総務費で暫定的に算定されている、地域主権改革に伴う権限移譲事務の1項目である薬事法（薬局開設許可等）に係る事業費及び特定財源（使用料及び手数料）について、衛生費の医薬費（薬事監視等）において新規算定する。  <b>2 算定内容</b> < 標準区経費 > 改定前 210千円（比例費） 改定後 154千円（固定費） 46千円（比例費）
改定後	2	
改定前	6	
増 減	8	
<b>【衛生費 / 経常】</b> <b>公害健康被害補償事業費の見直し（態容補正）</b> （百万円）		<b>1 概 要</b> 委員報酬を算定している認定審査会及び診療報酬審査会について、報酬単価、委員人数及び開催回数を、特別区の実施状況を踏まえ算定を見直す。  <b>2 算定内容</b> < 態容補正 > 改定前 22,383千円（固定費） 48,582千円（比例費） 改定後 18,170千円（固定費） 48,582千円（比例費）
改定後	190	
改定前	270	
増 減	80	

#### 4 清掃費

項 目	説 明																		
<p><b>【清掃費 / 経常・投資】</b> <b>算定内容全体の見直し</b></p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">52,623</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">54,963</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">2,340</td> </tr> </table>	改定後	52,623	改定前	54,963	増 減	2,340	<p><b>1 概 要</b>            清掃費に全体に関して見直しを行った。標準区ごみ量を見直し、収集運搬モデルを改定するとともに、事業所数についての密度補正についても事業所数を改定するなど、清掃費全般について見直す。</p> <p><b>2 算定内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準区ごみ量を平成 25 年度のデータに基づき更新する。 (75,138 t 71,340 t)</li> <li>・ 収集運搬モデルについて、平成 26 年度の各区の収集作業計画に基づき改定を行う。(標準区車両台数:32台 31台)</li> <li>・ 収集作業費、収集車両費の人口一人当たりの事業所数の多少による密度補正の事業所数を、平成 24 年経済センサス活動調査を基礎資料とし、更新する。</li> <li>・ 密度補正の変更に伴い、収集作業費の態容補正 についても更新を行う。</li> <li>・ 収集作業費(経常)リサイクル関連経費について、算定を充実する。</li> <li>・ 収集作業費(経常)粗大ごみ収集経費について、査定を充実する。</li> <li>・ 収集作業費(経常)粗大ごみ処理手数料については、料金改定の影響が把握できないことから、今年度は暫定の見直しとし、来年度再度見直す。</li> <li>・ 収集作業費(経常)処理困難物処理経費(スプレー缶等)について、新規に算定する。</li> <li>・ 処理処分費(投資)について、清掃一部事務組合の作成する需要見込みに基づき見直しとともに、今後は標準区経費の設定の基礎となる人口について、毎年度フレーム人口での更新を行う。</li> <li>・ その他、以下の経費について、見直しを行う。              総務管理費、廃棄物減量等推進審議会、普及啓発・イベント経費、不法投棄対策経費、作業運営費、廃棄物処理手数料、動物死体処理費、処理処分費全体(経常)</li> </ul> <p>&lt; 標準区経費 &gt;</p> <p style="margin-left: 20px;">改定前(経常・投資、見直し箇所の合計)</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">固定費</td> <td style="text-align: right;">134,265千円</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td style="text-align: right;">1,989,854千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,124,119千円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;">改定後(経常・投資、見直し箇所の合計)</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">固定費</td> <td style="text-align: right;">161,579千円</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td style="text-align: right;">1,881,109千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,042,688千円</td> </tr> </table>	固定費	134,265千円	比例費	1,989,854千円	計	2,124,119千円	固定費	161,579千円	比例費	1,881,109千円	計	2,042,688千円
改定後	52,623																		
改定前	54,963																		
増 減	2,340																		
固定費	134,265千円																		
比例費	1,989,854千円																		
計	2,124,119千円																		
固定費	161,579千円																		
比例費	1,881,109千円																		
計	2,042,688千円																		

## 5 経済労働費

項 目	説 明						
<b>【産業経済費 / 経常】</b> <b>農業委員会運営費の見直し</b> <b>( 態容補正 )</b>  ( 百万円 ) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>改定後</td> <td style="text-align: right;">4 2</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">5 2</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">1 0</td> </tr> </table>	改定後	4 2	改定前	5 2	増 減	1 0	<b>1 概 要</b> 態容補正 ( 農業委員会を設置している区に対する加算 ) で算定している農業委員会運営経費のうち、農業委員への報酬の算定規模について、特別区の実態を踏まえて見直す。  <b>2 算定内容</b> < 標準区経費 > 改定前 7 , 4 5 0 千円 改定後 5 , 9 9 6 千円
改定後	4 2						
改定前	5 2						
増 減	1 0						
<b>【生活経済費 / 経常】</b> <b>公衆浴場助成事業費</b>  ( 百万円 ) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>改定後</td> <td style="text-align: right;">4 8 6</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">3 0 9</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">1 7 7</td> </tr> </table>	改定後	4 8 6	改定前	3 0 9	増 減	1 7 7	<b>1 概 要</b> 公衆浴場に係る箇所数を見直すとともに、運営費助成及び促進事業助成を算定対象に追加する。  <b>2 算定内容</b> < 標準区経費 > 改定前 5 , 2 0 5 千円 ( 固定費 ) 7 , 2 8 7 千円 ( 比例費 ) 改定後 9 , 1 0 8 千円 ( 固定費 ) 1 0 , 6 2 6 千円 ( 比例費 )
改定後	4 8 6						
改定前	3 0 9						
増 減	1 7 7						

## 6 土木費

項 目	説 明						
<b>【道路橋りょう費 / 経常】</b> <b>種別補正の見直し</b>  ( 百万円 ) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>改定後</td> <td style="text-align: right;">2 , 8 2 0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">2 , 6 2 5</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">1 9 5</td> </tr> </table>	改定後	2 , 8 2 0	改定前	2 , 6 2 5	増 減	1 9 5	<b>1 概 要</b> 平成 25 年度の投資的経費の見直しにおいて、種別補正 ( 投資的経費 ) について、8.5m以上の道路の平均幅員を 14mとする見直しを行った。 この見直しに伴い、経常的経費の種別補正においても 8.5m以上の道路の平均幅員を 14mへ見直す。  <b>2 算定内容</b> < 標準区経費 > 改定前 8.5m以上の道路平均幅員 9.5m 改定後 8.5m以上の道路平均幅員 14m
改定後	2 , 8 2 0						
改定前	2 , 6 2 5						
増 減	1 9 5						

## 6 土木費のつづき

項 目	説 明						
<p><b>【道路橋りょう費／経常】</b> 道路維持補修費の見直し</p> <p>(百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>改定後</td> <td>19,610</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>19,351</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td>259</td> </tr> </table>	改定後	19,610	改定前	19,351	増 減	259	<p><b>1 概 要</b> 道路、側溝、街路樹等の維持補修に係る経費全般を特別区の実態を踏まえて見直す。</p> <p><b>2 算定内容</b> &lt;標準区経費&gt; 改定前 事業費 39,850千円(固定費) 368,365千円(比例費) 特定財源 1,042,520千円(比例費) 39,850千円(固定費) 674,155千円(比例費)</p> <p>改定後 事業費 98,618千円(固定費) 313,084千円(比例費) 特定財源 1,042,520千円(比例費) 98,618千円(固定費) 729,436千円(比例費)</p> <p>左表は、種別補正による影響額を含む。</p>
改定後	19,610						
改定前	19,351						
増 減	259						
<p><b>【道路橋りょう費／経常】</b> 交通災害対策費の見直し</p> <p>(百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>改定後</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td>326</td> </tr> </table>	改定後	395	改定前	69	増 減	326	<p><b>1 概 要</b> 交通災害対策費について、交通安全教室の実施に係る経費、交通安全協会補助金など交通安全啓発活動に係る経費を新たに算定する。</p> <p><b>2 算定内容</b> &lt;標準区経費&gt; 改定前 2,255千円(比例費) 改定後 3,000千円(固定費) 3,800千円(比例費)</p> <p>左表は、種別補正による影響額を含む。</p>
改定後	395						
改定前	69						
増 減	326						
<p><b>【公園費／経常】</b> 公園維持管理費の見直し</p> <p>(百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>改定後</td> <td>5,468</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>6,476</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td>1,008</td> </tr> </table>	改定後	5,468	改定前	6,476	増 減	1,008	<p><b>1 概 要</b> 公園維持管理費のうち、公園の清掃に係る委託料を特別区の実態を踏まえて見直す。</p> <p><b>2 算定内容</b> &lt;標準区経費&gt; 改定前 清掃関係委託 7,296千円(固定費) 114,310千円(比例費)</p> <p>改定後 清掃関係委託 46,041千円(固定費) 80,629千円(比例費)</p> <p>左表は、種別補正による影響額を含む。</p>
改定後	5,468						
改定前	6,476						
増 減	1,008						

## 6 土木費のつづき

項 目		説	明
<b>【道路橋りょう費 / 経常】</b> <b>【公園費 / 経常】</b> <b>公衆便所維持管理費の見直し</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 公衆便所の維持管理に係る経費について、特別区の実態を踏まえて見直す。	
改定後	2,295	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> ・ 道路橋りょう費 改定前           5,191千円(固定費) 30,581千円(比例費) 改定後           27,458千円(固定費)	
改定前	4,374	・ 公園費 改定前           23,763千円(固定費) 50,792千円(比例費) 改定後           12,548千円(固定費) 21,886千円(比例費)	
増 減	2,079	左表は、種別補正による影響額を含む。	
<b>【都市整備費 / 経常・投資】</b> <b>まちづくり事業費の見直し</b> <b>都市計画事務費の見直し</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 地区計画策定調査費について、まちづくりの態容補正から、標準区の経常的経費(都市整備費の都市計画事務費)に算定を移行する。	
改定後	150	<b>2 算定内容</b> <地区計画策定調査費> 改定前 態容補正           前年度実績額×2/2 改定後 標準区算定       5,760千円(比例費)	
改定前	0		
増 減	150	態容補正については、実績に応じて当初算定時に加算するため、影響額はゼロとしている。	
<b>【都市整備費 / 投資】</b> <b>まちづくり事業費</b> <b>(態容補正)</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> まちづくり事業の態容補正として、ホーム柵等整備促進事業を新たに算定する。	
改定後		<b>2 算定内容</b> 「東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱」に基づき、各区が実施するホーム柵等整備促進事業について、補助対象事業費から特定財源を除いた事業費を、態容補正により新規算定する。	
改定前			
増 減		態容補正については、実績に応じて当初算定時に加算するため、影響額はゼロとしている。	

## 6 土木費のつづき

項 目		説	明
<b>【道路橋りょう費 / 投資】</b> <b>【公園費 / 投資】</b> <b>財政健全化対策</b>		<b>1 概 要</b> 特別区の財政健全化を図るため、平成 27 年度に限り起債充当を行わないこととする。	
(百万円)		<b>2 算定内容</b> ・道路橋りょう費 起債対象経費 × 1 / 26      起債対象経費 × 0 < 標準区経費 > 改定前 (特別区債)      76,900 千円	
改定後	0		
改定前	13,192		
増 減	13,192	・公園費 起債対象経費 × 0.75      起債対象経費 × 0 < 標準区経費 > 改定前 (特別区債)      415,005 千円	
		<b>3 27年度フレーム影響額</b> 道路橋りょう費    3,237 千円 公園費            9,955 千円 <hr/> 合 計            13,192 千円	

## 7 教育費

項 目		説 明						
<b>【小学校費・中学校費/経常】</b> <b>教育用コンピュータ整備費の見直し</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 第2期教育振興基本計画で示された目標整備台数と特別区の整備実態を踏まえて、整備計画の見直しを行う。 併せて、コンピュータ賃借料単価を、教員用コンピュータの賃借料単価に合わせるよう見直す。  <b>2 算定内容</b> 過去の整備状況を勘案し、平成35年度までの整備計画を策定し、実態を踏まえた算定とする。 <標準区経費> 小学校費 改定前 275,890千円(比例費) 改定後 146,390千円(比例費) <b>【内訳】</b> 学級数 改定前 @96,600×2台×18学級×34校 118,238,400円 改定後 @72,000×1台×18学級×34校 44,064,000円 学校数 改定前 @96,600×48台×34校 157,651,200円 改定後 @72,000×41.8台×34校 102,326,400円 中学校費 改定前 161,741千円(比例費) 改定後 84,758千円(比例費) <b>【内訳】</b> 学級数 改定前 @115,200×2台×15学級×18校 62,208,000円 改定後 @72,000×1台×15学級×18校 19,440,000円 学校数 改定前 @115,200×48台×18校 99,532,800円 改定後 @72,000×50.4台×18校 65,318,400円						
改定後	5,173							
改定前	9,544							
増 減	4,371							
<b>【小学校費/経常】</b> <b>学校運営費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 学校、地域等が行う児童の見守り活動を補完するため、小学校通学路に設置する防犯カメラの整備及び維持管理経費について、特定財源と併せて新規に算定する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定後 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>事業費</td> <td>13,868千円(比例費)</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td>6,650千円(比例費)</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>7,218千円</td> </tr> </table>	事業費	13,868千円(比例費)	特定財源	6,650千円(比例費)	差引一般財源	7,218千円
事業費	13,868千円(比例費)							
特定財源	6,650千円(比例費)							
差引一般財源	7,218千円							
改定後	179							
改定前	0							
増 減	179							

## 7 教育費のつづき

項 目		説 明
<b>【小学校費・中学校費／経常】</b> <b>学校職員費の見直し</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 小学校、中学校における給食調理委託の推進状況を踏まえ、調理補助員に係る賃金の算定を見直す。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 小学校費 改定前 5,136千円(比例費) 改定後 1,366千円(比例費) 中学校費 改定前 2,515千円(比例費) 改定後 210千円(比例費)
改定後	38	
改定前	180	
増 減	142	
<b>【中学校費／経常】</b> <b>学校運営費</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 中学校部活動講師の謝礼について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 13,191千円(比例費) 改定後 19,602千円(比例費)
改定後	417	
改定前	281	
増 減	136	
<b>【その他の教育費／経常】</b> <b>教職員研修費</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 教職員研修に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、講師謝礼単価や回数等、経費全般の見直しにより、算定を充実する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 2,526千円(比例費) 改定後 3,631千円(比例費)
改定後	51	
改定前	35	
増 減	16	
<b>【その他の教育費／経常】</b> <b>幼稚園管理運営費</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 幼稚園医の報酬単価について、特別区の実態を踏まえ、算定を縮減する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 35,208千円(比例費) 改定後 19,944千円(比例費)
改定後	218	
改定前	385	
増 減	167	

## 7 教育費のつづき

項 目		説 明
<b>【その他の教育費／経常】</b> <b>青少年対策費の見直し</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 青少年問題協議会委員報酬について、各区の実施実態を踏まえ、算定内容を見直す。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 1,115千円(比例費) 改定後 522千円(比例費)
改定後	14	
改定前	29	
増 減	15	
<b>【その他の教育費／経常】</b> <b>都民体育大会選手派遣費</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 公益財団法人東京都体育協会が主催する都民体育大会について、特別区の実態を踏まえ、選手派遣に係る経費を新規算定する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定後 1,158千円(固定費)
改定後	27	
改定前	0	
増 減	27	

## 7 教育費のつづき

項 目	説 明																																										
<p><b>【小学校費・中学校費 / 投資】</b>  <b>義務教育施設（給食室）大規模改修・改築経費の見直し</b></p> <p style="text-align: right;">（百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">3,877</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">1,882</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">1,995</td> </tr> </table>	改定後	3,877	改定前	1,882	増 減	1,995	<p><b>1 概 要</b></p> <p>現行、給食室の大規模改修・改築経費を「ウェットシステム」により標準算定しているが、区の実態や文部科学省の衛生管理基準・国庫補助採択基準を踏まえ、「ドライシステム」に見直す。また、「ドライシステム」への見直しに合わせ、給食室の標準行政規模を見直す。</p> <p>さらに、標準区をドライシステムに見直すことに伴い、態容補正（小・中学校）及び（特別支援学校等）におけるドライシステム化経費の加算を廃止する。</p> <p><b>2 算定内容</b></p> <p>&lt;標準区経費&gt; 小学校費（給食室経費）</p> <p><b>【大規模改修（小学校）】</b></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>改定前 事業費</td> <td style="text-align: right;">20,808千円</td> </tr> <tr> <td>改定後 事業費</td> <td style="text-align: right;">44,710千円</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td style="text-align: right;">23,902千円（比例費）</td> </tr> </table> <p><b>【改築（小学校）】</b></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>改定前 事業費</td> <td style="text-align: right;">52,486千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">7,791千円</td> </tr> <tr> <td>改定後 事業費</td> <td style="text-align: right;">102,093千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">15,999千円</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td style="text-align: right;">41,399千円（比例費）</td> </tr> </table> <p>&lt;態容補正加算額（1校当たり）&gt; 小学校費（給食室）</p> <p><b>【新築（小学校）】</b></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>改定前 事業費</td> <td style="text-align: right;">84,105千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">18,720千円</td> </tr> <tr> <td>改定後 事業費</td> <td style="text-align: right;">141,128千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">33,176千円</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td style="text-align: right;">42,567千円</td> </tr> </table> <p><b>【新築（特別支援学校等）】</b></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>改定前 事業費</td> <td style="text-align: right;">78,103千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">15,600千円</td> </tr> <tr> <td>改定後 事業費</td> <td style="text-align: right;">131,664千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">27,664千円</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td style="text-align: right;">41,497千円</td> </tr> </table>	改定前 事業費	20,808千円	改定後 事業費	44,710千円	差引一般財源	23,902千円（比例費）	改定前 事業費	52,486千円	特定財源	7,791千円	改定後 事業費	102,093千円	特定財源	15,999千円	差引一般財源	41,399千円（比例費）	改定前 事業費	84,105千円	特定財源	18,720千円	改定後 事業費	141,128千円	特定財源	33,176千円	差引一般財源	42,567千円	改定前 事業費	78,103千円	特定財源	15,600千円	改定後 事業費	131,664千円	特定財源	27,664千円	差引一般財源	41,497千円
改定後	3,877																																										
改定前	1,882																																										
増 減	1,995																																										
改定前 事業費	20,808千円																																										
改定後 事業費	44,710千円																																										
差引一般財源	23,902千円（比例費）																																										
改定前 事業費	52,486千円																																										
特定財源	7,791千円																																										
改定後 事業費	102,093千円																																										
特定財源	15,999千円																																										
差引一般財源	41,399千円（比例費）																																										
改定前 事業費	84,105千円																																										
特定財源	18,720千円																																										
改定後 事業費	141,128千円																																										
特定財源	33,176千円																																										
差引一般財源	42,567千円																																										
改定前 事業費	78,103千円																																										
特定財源	15,600千円																																										
改定後 事業費	131,664千円																																										
特定財源	27,664千円																																										
差引一般財源	41,497千円																																										

## 7 教育費のつづき

項 目	説 明
<b>【小学校費・中学校費 / 投資】</b> <b>義務教育施設（給食室）大規模改修・改築経費の見直し</b> <b>（つづき）</b>	<b>2 算定内容の続き</b>
	<b>【大規模改修（特別支援学校等）】</b> 改定前 事業費 5 5 8 千円 改定後 事業費 1, 3 1 6 千円 差引一般財源 7 5 8 千円
	<b>【改築（特別支援学校等）】</b> 改定前 事業費 1, 2 8 6 千円 特定財源 1 7 1 千円 改定後 事業費 2, 8 0 1 千円 特定財源 3 9 2 千円 差引一般財源 1, 2 9 4 千円
	< 標準区経費 > 中学校費（給食室経費）
	<b>【大規模改修（中学校）】</b> 改定前 事業費 10, 0 4 4 千円 改定後 事業費 2 3, 6 8 8 千円 差引一般財源 1 3, 6 4 4 千円（比例費）
	<b>【改築（中学校）】</b> 改定前 事業費 2 3, 1 5 5 千円 特定財源 3, 0 8 2 千円 改定後 事業費 5 0, 4 2 5 千円 特定財源 7, 0 6 3 千円 差引一般財源 2 3, 2 8 9 千円（比例費）
	< 態容補正加算額（1校当たり） > 中学校費（給食室）
	<b>【新築（中学校）】</b> 改定前 事業費 7 8, 1 0 3 千円 特定財源 1 5, 6 0 0 千円 改定後 事業費 1 3 1, 6 6 4 千円 特定財源 2 7, 6 6 4 千円 差引一般財源 4 1, 4 9 7 千円
	以下については、実績に応じて当初算定時に加算するため、影響額はゼロとしている。
	態容補正 、 加算廃止 （参考）H27 フレーム 3 7 9 百万円（小・中・特別支援学校計）

## 8 その他諸費

項 目		説 明
<b>【財産費 / 経常】</b> <b>財政健全化対策</b> <b>(減債対策経費の算定)</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 後年度負担の軽減を図るため、減債対策経費を算定する。  <b>2 算定内容</b> 平成 21 年度及び 24 年度の臨時的起債に係る元利償還金 (平成 28 年度当初における未償還元金 30,161 百万円)
改定後	30,161	
改定前	0	
増 減	30,161	

9 その他

項 目	説 明																																
<p><b>【議会総務費他 / 経常】</b> <b>人件費の見直し</b></p> <p>(1) 標準職員数 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">318,093</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">323,646</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">5,553</td> </tr> </table> <p>(2) 再任用・再雇用職員数 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">17,853</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">21,198</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">3,345</td> </tr> </table> <p>(3) 補正分 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">103,249</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">109,213</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">5,964</td> </tr> </table> <p>(4) 振替経費 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">9,675</td> </tr> </table> <p>(5) 連動経費 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">673</td> </tr> </table> <p>事業費関連は多岐にわたるため、増減のみ記載している。</p> <p><b>【合計】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">増 減</td> <td style="text-align: right;">5,860</td> </tr> </table>	改定後	318,093	改定前	323,646	増 減	5,553	改定後	17,853	改定前	21,198	増 減	3,345	改定後	103,249	改定前	109,213	増 減	5,964	改定後	-	改定前	-	増 減	9,675	改定後	-	改定前	-	増 減	673	増 減	5,860	<p><b>1 概 要</b> 標準職員数及び再任用（短時間）職員数を見直し、再雇用職員を廃止する。また、人件費に係る加算型の態容補正を見直し、職員数の見直しに伴う委託化等について、事業費へ振り替える。さらに、職員数に連動する職員手当等経費の整理を行う。</p> <p><b>2 算定内容</b></p> <p>(1) 標準職員数の見直し          &lt; 標準職員数 &gt;          改定前 2,276.9人          改定後 2,249.1人</p> <p>(2) 再任用（短時間）職員数・再雇用職員数の見直し          &lt; 標準区経費 &gt;          改定前          再任用職員数 204人          再雇用職員数 44人          改定後          再任用職員数 200人          再雇用職員数 0人</p> <p>(3) 加算型態容補正の見直し          人件費に係る加算型の態容補正（民生費・衛生費・経済労働費・教育費）について、算定を見直す。</p> <p>(4) 振替経費の算定          職員数の見直しに伴い、技能系職員、窓口業務等の委託化経費を算定する。          26年度協議の「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」において、先送りした管理運営委託料等の算定を行う。          民生費・衛生費に係るシステムのランニングコストを算定する。</p> <p>(5) 標準職員数の見直しに伴う連動経費          各種職員手当、旅費など職員数に連動する経費について、算定を見直す。</p>
改定後	318,093																																
改定前	323,646																																
増 減	5,553																																
改定後	17,853																																
改定前	21,198																																
増 減	3,345																																
改定後	103,249																																
改定前	109,213																																
増 減	5,964																																
改定後	-																																
改定前	-																																
増 減	9,675																																
改定後	-																																
改定前	-																																
増 減	673																																
増 減	5,860																																

9 その他のつづき

項 目	説 明																																														
<p><b>【議会総務費・民生費・教育費 / 経常・投資】</b>  <b>投資的経費の反映に係る再整理</b></p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: center;">4,061</td> </tr> </table>	改定後		改定前		増 減	4,061	<p><b>1 概 要</b>                      平成 25 年度財調協議「投資的経費の見直し」及び平成 26 年度財調協議「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」において協議不調となった施設について、特別区の実態を踏まえ、標準施設規模及び維持管理経費等の算定を見直す。</p> <p><b>2 算定内容</b>                      標準施設の面積、箇所数、直営委託比率、固定比例比率等について、特別区の実態を踏まえて再設定し、併せて経常的経費を見直す。また、人件費の見直しに合わせ、管理運営委託料等の算定を見直す。</p> <p>&lt; 標準施設 &gt;</p> <p><b>【民生費】学童保育施設</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">改定前</th> <th style="text-align: center;">改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常的経費</td> <td>直営 22 所(うち 4 所固定) 委託 12 所(うち 2 所固定)</td> <td>直営 25 所(全比例) 委託 12 所(うち 7 所固定)</td> </tr> <tr> <td>投資的経費</td> <td>20 所 × 120 m<sup>2</sup> = 2,400 m<sup>2</sup></td> <td>19 所 × 110 m<sup>2</sup> = 2,090 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【教育費】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">改定前</th> <th style="text-align: center;">改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育会館</td> <td>2 所(うち 1 所固定) × 1,500 m<sup>2</sup> = 3,000 m<sup>2</sup></td> <td>2 所(全固定) × 1,900 m<sup>2</sup> = 3,800 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>体育館(中央館)</td> <td>1 所(うち 21.5%固定) × 9,000 m<sup>2</sup> = 9,000 m<sup>2</sup></td> <td>分類変更</td> </tr> <tr> <td>体育館(地区館)</td> <td>2 所(全比例) × 3,500 m<sup>2</sup> = 7,000 m<sup>2</sup></td> <td>分類変更</td> </tr> <tr> <td>体育館(プール有館)</td> <td>分類変更</td> <td>2 所(全比例) × 7,400 m<sup>2</sup> = 14,800 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>体育館(プール無館)</td> <td>分類変更</td> <td>1 所(全固定) × 3,500 m<sup>2</sup> = 3,500 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>校外施設</td> <td>3 所(うち 1.5 所固定) × 2,000 m<sup>2</sup> = 6,000 m<sup>2</sup></td> <td>2 所(全固定) × 3,000 m<sup>2</sup> = 6,000 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt; 影響額 &gt;</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">需 要 額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会総務費</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>民 生 費</td> <td style="text-align: center;">1,142</td> </tr> <tr> <td>教 育 費</td> <td style="text-align: center;">2,915</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">4,061</td> </tr> </tbody> </table>		改定前	改定後	経常的経費	直営 22 所(うち 4 所固定) 委託 12 所(うち 2 所固定)	直営 25 所(全比例) 委託 12 所(うち 7 所固定)	投資的経費	20 所 × 120 m <sup>2</sup> = 2,400 m <sup>2</sup>	19 所 × 110 m <sup>2</sup> = 2,090 m <sup>2</sup>		改定前	改定後	社会教育会館	2 所(うち 1 所固定) × 1,500 m <sup>2</sup> = 3,000 m <sup>2</sup>	2 所(全固定) × 1,900 m <sup>2</sup> = 3,800 m <sup>2</sup>	体育館(中央館)	1 所(うち 21.5%固定) × 9,000 m <sup>2</sup> = 9,000 m <sup>2</sup>	分類変更	体育館(地区館)	2 所(全比例) × 3,500 m <sup>2</sup> = 7,000 m <sup>2</sup>	分類変更	体育館(プール有館)	分類変更	2 所(全比例) × 7,400 m <sup>2</sup> = 14,800 m <sup>2</sup>	体育館(プール無館)	分類変更	1 所(全固定) × 3,500 m <sup>2</sup> = 3,500 m <sup>2</sup>	校外施設	3 所(うち 1.5 所固定) × 2,000 m <sup>2</sup> = 6,000 m <sup>2</sup>	2 所(全固定) × 3,000 m <sup>2</sup> = 6,000 m <sup>2</sup>		需 要 額 (百万円)	議会総務費	4	民 生 費	1,142	教 育 費	2,915	計	4,061
改定後																																															
改定前																																															
増 減	4,061																																														
	改定前	改定後																																													
経常的経費	直営 22 所(うち 4 所固定) 委託 12 所(うち 2 所固定)	直営 25 所(全比例) 委託 12 所(うち 7 所固定)																																													
投資的経費	20 所 × 120 m <sup>2</sup> = 2,400 m <sup>2</sup>	19 所 × 110 m <sup>2</sup> = 2,090 m <sup>2</sup>																																													
	改定前	改定後																																													
社会教育会館	2 所(うち 1 所固定) × 1,500 m <sup>2</sup> = 3,000 m <sup>2</sup>	2 所(全固定) × 1,900 m <sup>2</sup> = 3,800 m <sup>2</sup>																																													
体育館(中央館)	1 所(うち 21.5%固定) × 9,000 m <sup>2</sup> = 9,000 m <sup>2</sup>	分類変更																																													
体育館(地区館)	2 所(全比例) × 3,500 m <sup>2</sup> = 7,000 m <sup>2</sup>	分類変更																																													
体育館(プール有館)	分類変更	2 所(全比例) × 7,400 m <sup>2</sup> = 14,800 m <sup>2</sup>																																													
体育館(プール無館)	分類変更	1 所(全固定) × 3,500 m <sup>2</sup> = 3,500 m <sup>2</sup>																																													
校外施設	3 所(うち 1.5 所固定) × 2,000 m <sup>2</sup> = 6,000 m <sup>2</sup>	2 所(全固定) × 3,000 m <sup>2</sup> = 6,000 m <sup>2</sup>																																													
	需 要 額 (百万円)																																														
議会総務費	4																																														
民 生 費	1,142																																														
教 育 費	2,915																																														
計	4,061																																														

9 その他のつづき

項 目		説 明				
<b>【議会総務費他/投資】</b> <b>公共施設臨時的改築工事費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 現在、事業量 1/50 で算定されている改築経費について、平成 27 年度に限り、1/50 又は 2/50 相当額を臨時的改築工事費として追加算定する(ただし、小中学校は 2/47 など)。				
改定後	94,402	<b>2 算定内容(追加分)</b>				
改定前	0		追 加 事業量	標準区経費 (千円)	需 要 額 (百万円)	
増 減	94,402	議会総務費	地域交流施設	2	302,597	7,141
		民 生 費	心身障害者福祉施設	2	135,766	3,638
			高齢者福祉施設	2	191,548	5,736
			児童福祉施設	2	422,568	11,173
			小 計		749,882	20,547
		衛 生 費	保健衛生施設	2	90,766	2,287
		清 掃 費	清掃事務所及び 清掃事業所	1	25,568	631
		経済労働費	消費者及び 商工振興施設	1	20,454	483
		土 木 費	区営住宅	1	54,230	1,374
			道路公衆便所	1	3,852	162
			公園公衆便所	1	30,815	736
			小 計		88,897	2,272
		教 育 費	小学校	2	1,753,801	37,098
			中学校	2	983,985	17,003
			校外施設	1	38,352	882
			幼稚園	1	57,913	470
			生涯学習関連施設	1	210,297	5,588
			小 計		3,044,348	61,041
		合 計			4,322,512	94,402